

協会けんぽ 2020(令和2)年度決算(見込み)のお知らせ

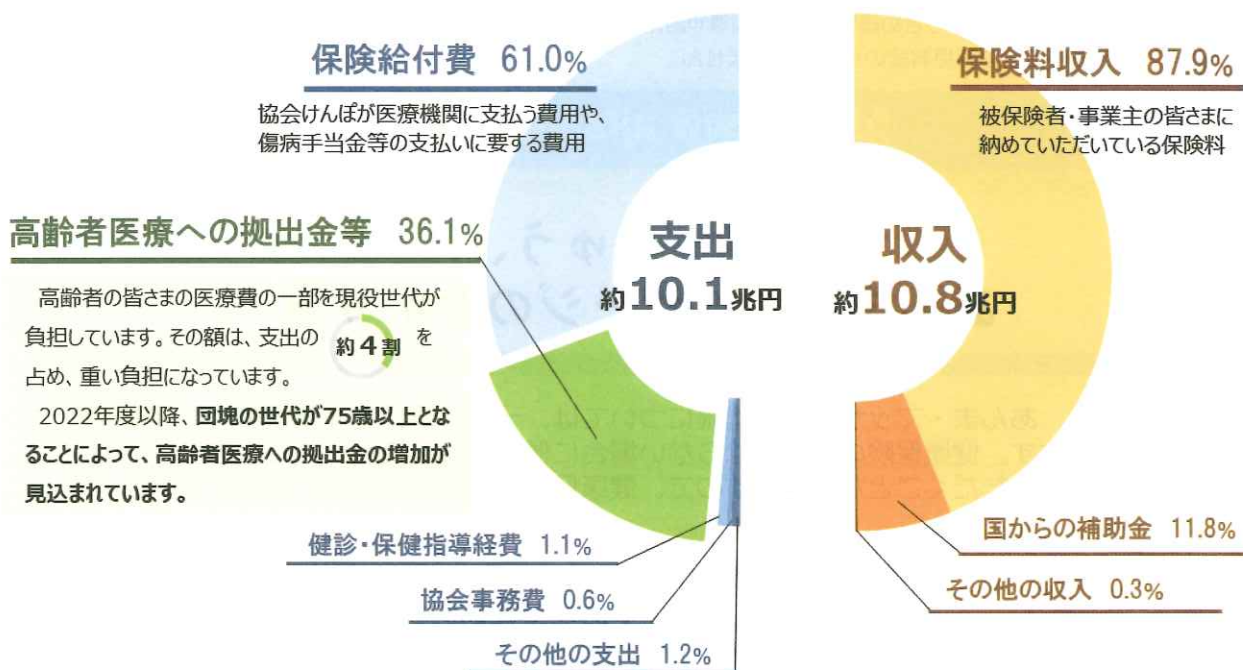
2020年度の決算(見込み)のポイント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う協会けんぽ加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等により、協会けんぽ発足以来初めて保険給付費(特に、医療機関に支払う「医療給付費」)が前年度より減少しました。一方で、経済状況の悪化により保険料収入が減少しましたが、保険給付費(支出)の減少額が保険料収入の減少額よりも大きかったため、前年度と比べ収支差が784億円増加しました。 ※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2020年度決算(見込み) | 医療分

収入	10兆7,650億円 (▲ 1,047億円)
支出	10兆1,467億円 (▲ 1,831億円)
収支差	6,183億円 (+ 784億円)
準備金	4兆 103億円 (+ 6,183億円)

※ () 内は、対前年度比。



Q. 2020年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は安心なのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- ・ 経済状況の先行きが不透明であることから、今後の保険料収入の見通しも不透明です。
- ・ 一方で、支出面では、医療給付費は、加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等によって2020年4、5月に大幅に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の水準まで戻りつつあります。
- ・ また、2022年以降、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金等の増加が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

協会けんぽ長崎支部では、加入者の皆様に、より効果的かつ効率的な医療をうけていただくため、「あじさいネット」の利用をお勧めしています。

あじさいネットのご案内

「あじさいネット」は、暗号化したインターネットを使った長崎県の地域医療連携システムです。かかりつけ医療機関があじさいネットに参加していれば、県内の主要な病院（情報提供病院）の診療情報を参照・活用して、かかりつけ医療機関で高品質の医療を受けることができます。

情報提供病院 (長崎県の主な総合病院)

自院の診療情報を提供し、複数の医療機関とタイムリーに共有します。



主な情報提供内容

※ 提供する診療情報は、病院ごとに異なります。

診療記録、治療内容、画像情報、検査情報 など

患者さん

同意書を提出することで診療情報の閲覧を承諾します。



情報提供

同意書提出の当日に、診療情報利用が可能になります。

病院・診療所・薬局・介護施設 訪問看護ステーション

情報提供病院の診療情報を参照し、病状・病歴をより正確に把握することで、適切な診療に役に立てることができます。



患者様の メリット

- 長崎県の主な総合病院（情報提供病院）での治療内容等について、かかりつけ医療機関で説明を受けることができます。
- 情報提供病院に入院された場合、かかりつけ医療機関で入院中の経過、治療結果を詳細に把握することができ、退院後の治療や介護がより高品質なものになります。
- かかりつけ薬局でよりきめ細やかな服薬指導や副作用等の説明を受けることができます。
- 患者さま自身の利用料金の負担はありません。



詳細は、あじさいネットのホームページをご覧ください。

<http://www.ajisai-net.org/>

(資料提供:あじさいネット事務局)

はり・きゅう、 あんま・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術については、一定の要件を満たす場合に健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合に健康保険を使用されたときは、その治療費を負担していただくことがありますので、健康保険の対象かどうかご確認下さい。

はり・きゅう 対象となる場合

- ①神経痛 ②リウマチ ③五十肩 ④頸腕症候群 ⑤腰痛症
⑥頸椎捻挫後遺症 ⑦その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

で、医師による適当な治療手段がなく、**はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意**がある場合です。医師の同意は6か月ごとに必要です。



病院、診療所などで同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても健康保険の対象にはなりません。※「治療」には湿布や薬の処方も含まれます。

あんま・マッサージ 対象となる場合

筋麻痺、関節拘縮等であって、**医療上あんま・マッサージ・指圧師の施術を必要とする症例** について、**あんま・マッサージ・指圧師の施術を受けることにかかる医師の同意があった場合**に、健康保険の対象となります。医師の同意は6か月ごとに必要です。



疲労回復、慰安目的、疾病予防のマッサージ等は健康保険の対象となりません。

